事務連絡

事務連絡

令和２年４月22日

各指定障害福祉サービス事業所等　管理者　様

富山県厚生部障害福祉課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第９項等に基づく

休業要請等に係る障害福祉サービス等事業所の対応について

このことについては、令和２年４月16日に国が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第１項に基づく緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大したことを受け、別添のとおり休業を含む所要の対応を施設等に要請する「富山県緊急事態措置」（別添１）が実施されることとなりました。

障害福祉サービス事業所等を含む社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）においては、本県では、特措法第45条に基づく社会福祉施設の使用制限や利用停止に係る要請は行いませんが、既にご案内しております令和２年４月７日付け厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（別添２）により適切にご対応いただきますようお願い申しあげます。

なお、通所又は短期間の入所により利用されるもの以外の社会福祉施設においては、ひきつづき適切な感染予防にご留意のうえ、サービスを提供いただきますようお願い申しあげます。

また、障害児通所支援事業所においては、令和２年４月２日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」（別添３）に基づき対応いただきますようお願い申しあげます。

事務担当　自立支援係、地域生活支援係

TEL:076-444-3212（自立）、076-444-3213（地域）

FAX:076-444-3494